

支部ニュース

2021年2月 No.567

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- ソウル中央地裁の「慰安婦」判決について・・・・・・・・・・・・・・・・大森典子 1
- 中国人戦後補償裁判の集大成
～『JUSTICE-中国人戦後補償裁判の記録-』の紹介～・・・・・・・・金子美晴 2
- 日米安保の相対化を——安保体制60年に寄せて・・・・・・・・島村海利 4
- 「生活保護は権利」を実現するために
各自治体・福祉事務所の「生活保護のしおり」
の収集・調査に協力をお願いします・・・・・・・・黒岩哲彦 6
- 核兵器禁止条約一斉宣伝行動の取り組み・・・・・・・・中川勝之 8
- 73期向け 実務フォローアップ講座を実施しました。
—第2弾もぜひ御参加を！・・・・・・・・高橋 寛 8
- 新人紹介・・・・・・・・坪田 優 9
- 第49回支部総会（2月26日）
※2021東京支部総会講演「米国バイデン政権への転換
と日本の経済、平和の展望」—ぜひご参加ください！・・・・・・・・高橋 寛 10
※支部総会の参加のお願い・・・・・・・・中川勝之 11
※支部総会における支部長・支部幹事の選任について・・・・・・・・11
- 2・6東京教育集会2021～オンラインあり・・・・・・・・中川勝之 12
- 1月幹事会議事録・・・・・・・・13



ソウル中央地裁の「慰安婦」判決について

町田法律事務所 大森 典子

新たな「慰安婦」判決の波紋

本年1月8日、ソウル中央地方法院で、元「慰安婦」と遺族が日本政府に対して起こした損害賠償請求訴訟で日本政府に賠償を命ずる判決が言い渡された。これに対して菅総理は、ある国が他国の裁判権に服さないことは、国際法の「決まりですから、却下を求めたい。」とのべ、加藤官房長官も「断じて容認できない」と抗議した。

しかし、このある国は他国の裁判権に服さないという原則（「主権免除」と言われている）は、この総理や官房長官がいうほど単純なことなのか。

「主権免除」の例外の拡大

ある国は他国の裁判権に服さない、という「主権免除」の原則は、19世紀には例外のない絶対免除主義が国際慣習法であったと言われているが、現在では日本をはじめとしていくつかの例外が認められている。日本の最高裁も私法的行為に関して例外を認めた判決をし、2009年に成立した「対外国民事裁判権法」では不法行為についても例外とすることが決められている。私法的行為とはある国が物品の購入や契約をした場合にその不履行について、その国を被告として裁判ができるということであり、不法行為例外とは、例えば大使館の車が交通事故を起こしたような場合にその国を被告とすることができることであって、国家が国家としてふるまったこと（「主権行為」と言われる）によって起こった紛争の解決のための裁判でなく、いわば私人と同様の立場で行った行為についてはこのような例外が認められることが、現在では国際慣習法となっている。

しかし主権行為について、例外が認められるかどうか、特にある国の市民が他国の主権行為によって重大な人権侵害を受けたような場合に例外が認められるかどうかについては確定的に例外とするところにはいたっていない。主権行為の最たるものは戦争であるが、この点についても近年例外とすべきとする国内裁判所の判決が出てきて、一つの流れになっている。ギリシャの裁判所ではナチスドイツによって村民が皆殺しにされたディストモ事件で主権免除の例外としてドイツ政府に対する賠償請求が認められた。またイタリアでもドイツ軍の捕虜となって強制労働をさせられたフェリーニ氏がドイツ政府を訴えた事件でドイツ政府に賠償を命ずる判決を下している。このイタリアのケースについて、ドイツは国際司法裁判所（ICJ）に国際慣習法に反するとして提訴して、たしかにICJはドイツ政府の訴えを認めたが、その理由は「いまだ国家実行が相対的に少なく、この種の例外が国際慣習法となったとは認められない」と言うものであって、有力な反対意見もつき、今後の国家実行の動向いかんによっては、例外がこの分野にも及ぶ余地を十分に残している。

今回の事案で裁判所は、原告たちはアメリカでも日本でも裁判をしたが、救済を得られず韓国の裁判所に訴えるしか救済を求める手立てがなかったということ、また「慰安婦」制度による人権侵害が国際強行規範（ユス・コーゲンス）違反とされる重大な人権侵害であったという理由も踏まえて、主権免除の例外として原告勝訴の判決をしたものである。つまりこのような事案での主権免除の例外の適用はヨーロッパではいくつも先例があり、人権の擁護をさらに重視しようとする国際法の流れに沿ったものといえる。これを「決まりですから」などという言い方で済まそうとする菅総理のコメントはあまりにピント外れではないか。

「慰安婦」問題はこれからどうすればいいのか？

この原告たちは、日韓合意で「最終的不可逆的解決」をした、とされている日韓合意において被害者の人権侵害は回復されていないとして判決を受けた事件である（提訴は日韓合意以前であるが判決を受けたのはその趣旨である）。この判決後原告の一人は、「ちっともうれしくない。日本政府に心からの謝罪をしてもらいたい。」と述べたと報じられている。あの日韓合意は被害者の意見も聞かずにまとめられ、安倍総理や岸田外相は、合意後の国会で、日本は違法なことはしていないと述べて直接被害者に対して謝罪の言葉をのべることも拒否してきた。

この原告の言葉が真の解決の道筋を示しているのではないかと考える。

中国人戦後補償裁判の集大成 ～『JUSTICE-中国人戦後補償裁判の記録-』 の紹介～

北千住法律事務所 金子 美晴

メーリングリストなどで既にご紹介していますが、この度、中国人戦争被害賠償請求事件弁護団が、20数年にわたる戦いの記録『JUSTICE』を、高文研から出版しました。

1. 弁護団結成の経緯

この裁判は、1995年の南京虐殺・無差別爆撃・731部隊事件の東京地裁提訴を皮切りに、中国東北部撫順における住民3000人の大量虐殺事件である平頂山事件、日本軍が中国に遺棄した毒ガス・砲弾で戦後に被害を負った遺棄毒ガス・砲弾事件、中国人「慰安婦」事件（山西省・海南島）、全国各地の事業所における強制連行・強制労働事件など、まさに中国における戦争被害全般に及びました。

この裁判を始めるには、いわゆる通常の弁護団事件と比べて、困難な点がいくつもありました。第一に、原告が、戦時下において被害を受けた中国人であり、国籍が違いました。第二に、それに伴う問題ですが、言語が違います。少数民族の原告もいたので、時に二重通訳も必要でした。第三に、そのように原告が日本国内にいないので、法廷外で世論を高めるための支援者がいませんでした。第四に、原告の証言をしっかりと聞き取り事実認定させるためには、弁護士が何度も中国に行ったり原告に来日してもらい出廷してもらう必要があるので、費用がかかりました。第五に、法律面では、国家無答責・除斥・そして国際条約等が問題となるため、裁判所においてどのような判断がなされるか未知数でした。このように、問題を数え上げたらキリがありません。仮に今、法律相談で、これだけの「壁」があるものを訴訟に乗せてくださいと頼まれたとしたら、果たして引き受ける者が何人いるでしょうか。

しかし、こうした壁を乗り越えても引き受ける弁護士が、いたのです。序章では、小野寺利孝弁護士が、中国の被害者の声を聞いてきた人達からの、「日本の法律家が戦争被害の問題に向き合おうとするのなら、中国の被害者らに直接会い、その要求を受け止めることが必要ではないか」といった言葉を聞く中で、決意を固め、それまでの経験・人脈を活かして弁護団を始動させていくさまが、描かれています。その結果、家永教科書裁判を戦った弁護団・じん肺裁判等を担ってきた弁護士・女性の人権問題を

担ってきた弁護士・当時修習生だった弁護士という、主に4つのグループが結集し、最終的には500人以上が名を連ねる大弁護団となっていくことになります。

なお、本書の多くは、各事件の弁護団の記録になっています。例えば「I 平頂山事件」では、弁護士になったばかりの泉澤章弁護士、大江京子弁護士、川上詩朗弁護士が、弁護団結成を呼びかける小野寺弁護士の訴えに応え、弁護団に飛び込み、自分たちで作り上げていく様子が語られるという、貴重なものとなっています。

2. 市民による支援組織「支える会」の結成

弁護団だけでなく、この訴訟を法廷外で支える市民運動もありませんでした。こちらも、まさに一からの出発です。家永教科書裁判支援全国連絡会、731部隊実行委員会、韓国「慰安婦」問題に携わる支援者、作家、歴史学者、ジャーナリストなどに呼びかけ人あるいは賛同人になってもらい、「中国人戦争被害者の要求を支える会」が発足しました。

3. 東アジアの平和のために

一連の弁護団事件は、2014年の遺棄毒ガスチチハル・敦化事件の上告棄却をもって終結しましたが、強制連行事件については三菱マテリアルとの間で歴史的和解が成立し、現在被害者及び遺族への補償が進行中です。

もっとも、中国や韓国との関係はかつての戦争に対する認識において、いまだに激しい対立があります。旧日本軍による被害者たちの訴えは、中国国内、韓国国内における法廷闘争に引き継がれています。2018年、韓国の大法院は、新日鐵住金及び三菱重工業に対し、それぞれ元徴用工らへの損害賠償を命じる判決を下しました。また今年1月8日には、ソウル中央地方院が日本政府に対し、元「慰安婦」に賠償するよう命じる判決を出しました。

被害者が置き去りにされているからこそこうした状況が終わらないのです。そもそも日本政府は、日本国内において被害を受けた、東京大空襲の被害者に対する補償さえ、いまだに実現していない状況にあります。

今年は戦後76年。かつての原告は大多数が亡くなっています。東アジアの平和のために、被害者を置き去りにしない補償と歴史の共有が求められています。

本書は書店等でも購入できます（税込2750円）が、お近くの弁護団員を介したり、弁護団宛申込用紙を使用して頂くと、割引価格（税込・送料込で2400円）でお送りします。



日米安保の相対化を——安保体制60年に寄せて

弁護士法人響 島村 海利

■節目の2020年

2020年は日米安保条約が改定されて60年という節目の年であった。

菅義偉首相は、2021年1月18日に行われた施政方針演説で「日米同盟は、我が国外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の自由、平和、繁栄の基盤です」と述べた。2020年3月に実施された世論調査でも、日米安保体制を「評価する」と答えた人は約7割であり、是非は別として、国民にもおおむね受け入れられているといえる。

他方、トランプ以降改めて表面化した米中対立は、世界各国にあたかも「アメリカか、中国か」という選択を迫るかのような状況である。

インドまでを含めた対中国包囲網が形成される中、アメリカの同盟国でありながら、中国とも協力関係を築いている国がある。フィリピンである。フィリピンといえば、「麻薬撲滅戦争」で超法規的な殺人を行い、たびたび過激な発言を行うドゥテルテ大統領が日本では有名であろう。そのような人権に反する手法には賛同できないが、米中に対する外交については注目すべきところがある。

■フィリピンの紹介

フィリピンは、7000以上の島々を有する東南アジアの島国であり、人口約1億800万人を擁する。スペイン、アメリカ、日本に植民地支配された中で、多くの犠牲者を生んでもなお民族自立を求めてたかかってきた抵抗の歴史を持つ。フェルディナンド・マルコス大統領（これも名前は聞いたことがある方が多いだろう。）の独裁的な政治が続いたときは、市民の反対運動、それと一体になった財界の動きによって総選挙を実現し、マルコスを退陣させた（「ピープルパワー革命」と呼ばれる。）。

経済については、ここ数年は好調であるが、周辺諸国と比べて貧困率が高く、経済成長が賃金上昇に必ずしも結び付いていないという現実もあり、貧困・格差問題を抱えている。

■フィリピンの米軍基地と外交

フィリピンには、かつて大きな米軍基地が存在したが、1991年に米軍基地の撤退を実現した。これは、撤退以前に米軍駐留の根拠となっていた比米軍事基地協定に代わる条約の批准を、上院が国民的な議論を経た上で否決したものであった。フィリピン国内では、「米軍基地がなくなると他国から攻められるのではないか」、「基地経済がなくなり、国内経済が崩壊するのではないか」などの懸念が出されていたが、既に30年間他国から攻められていないし、経済は崩壊するどころか大きな成長を続けているのが現実である。

そもそも、比米軍事基地協定は、比米間で4度の改定交渉がなされ、刑事裁判権の改善や補償金（フィリピン側からすれば基地使用料、米国側からすれば援助金）の額などの改定、条約の有効期間の短縮が実現していた。

2020年2月、フィリピン政府は、米軍撤退後に締結された「訪問米軍協定」（VFA、米軍の訪問を認めるもの）を破棄するとの通知を行った。破棄自体は保留されているものの、フィリピンは、「比米同盟」すら外交のカードにしたといえる。

中国との関係では、南シナ海における中国との領有権争いについて、フィリピンはハーグの常設仲裁裁判所に提訴し、2016年には南シナ海全域の管轄権を持つという中国の主張を否定する裁定がなされた。ドゥテルテ大統領は2020年9月にもこの裁定に触れ、中国をけん制した。他方、フィリピンにとって中国は最大の輸入相手国であり、中国から武器供与をも受けるという関係にある。

■日米安保の相対化を

このような手法の成否は、最終的には歴史が決めるものであろう。

しかし、日本にできていないことをやっているのは事実である。日米安保の内容を定めた日米地位協定は、不平等であると指摘され、主に沖縄は様々な事件・事故の負担を強いられながら、一度の改定すら実現できていない。

問題は、日本政府の日米安保を絶対視する姿勢である。多くの日本国民も、アメリカか中国かと問われれば、アメリカを選ぶのではないか。しかし、そもそもなぜアメリカか中国かを選ばないといけないのか。国益を守るためには、どちらかを選ぶのではなく、日本がそれぞれの国とどのような面で、どのように協力していくのかを柔軟に決めるべきである。

そのためには、日米安保が唯一という思考ではなく、相対化するというマインドを広めなければならない。各種世論調査では、中国に対して悪い感情を持っているけれども、米中どちらも重視すべきだという冷静な国民が多くいるという結果も出ている。

フィリピンは、柔軟な外交や国民との連帯という点で参考になるところがある。私が所属する新外交イニシアティブのメンバーで、現在フィリピンに関する調査をまとめた書籍を執筆中である。

今さら団員のみなさんに「日米安保の相対化を」などと言うことは憚られるが、日米安保が当たり前にある時代に生まれた若い世代の一意見としてご海容いただきたい。



「生活保護は権利」を実現するために 各自治体・福祉事務所の『生活保護のしおり』 の収集・調査に協力をお願いします

支部長 黒岩 哲彦

各福祉事務所の『相談者用 生活相談のしおり』と『受給者用 生活保護のしおり』の収集・調査に協力をお願いします。

1 運動と国会論戦の大きな成果

—「生活保護は国民の権利」—厚生労働省のホームページで明記

厚生労働省のホームページは、「生活を支えるための支援のご案内」で「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください」と一番初めに書いています。

これは、2020年6月15日の参議院決算委員会で日本共産党の田村智子議員・副委員長が「バッシングとも言える生活保護への敵意、侮辱を一部の党や政治家があおってきた。それが今、新型コロナの影響で生活困窮に陥っても保護申請をためらわせる重い足かせになっていると思えてならない。“生活保護はあなたの権利だ”と政府が国民に向けて広報するときだ」と質問したのに対して、安倍首相が「田村委員がおっしゃるように、文化的な生活を送るという権利があるわけですから、ぜひためらわずに申請していただきたいと思えますし、われわれもさまざまな手段を活用して国民の皆さまに働きかけを行っていきたい」と明言しました。厚労省は「安倍晋三首相の国会での発言をふまえ、厚労省としても申請をためらうようなことがない方が望ましいと考えたため」と説明しています。厚生労働省のホームページは運動と国会論戦の大きな成果です。

【厚生労働省のホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogopage.html

生活保護活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護の申請について、よくある誤解

●扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

●住むところがない人でも申請できます。

・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。

- ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。
- 持ち家がある人でも申請できます。
- ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。
- 必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

緊急事態宣言の中で求職している方へ

- 働く能力がある人はその能力を活用することが保護の要件ですが、現在の状況下において、十分に求職活動を行うことが難しいと認められる場合は、この要件についていったん判断されないまま、保護を受けることができる場合があります。利用する資産を活用することが保護の要件ですが、例外もあります。
- 自動車については処分していただくのが原則ですが、通勤用の自動車を持ちながら求職している場合に、処分しないまま保護を受けることができます。
- 自営業のために必要な店舗・器具も、処分しないまま保護を受けることができます。

上記のことについて、該当する場合はまずは福祉事務所にご相談ください。

2 義務だけを強調する自治体の『生活保護のしおり』

私の手元に足立区の『相談者用 生活相談のしおり』と『受給者用 生活保護のしおり』があります。とくに内容がひどいのは『受給者用 生活保護のしおり』です。10ページですが、生活保護を受ける人の「権利」の説明はタイトルを入れてわずかに3行だけです。残りは、生活保護を受ける人の「義務」と「不正受給は厳しく罰せられる」ことが強調されています。“生活保護はあなたの権利だ”と政府が国民に向けて広報するのと真逆の内容です。

3 小田原市の実践に学ぶ

小田原市は「保護なめんなよ」ジャンパー事件を起こし大きな社会的批判を受けました。自由法曹団本部貧困・社会保障委員会は日本共産党小田原市議団を訪問して実情の調査活動をしました。小田原市は「生活保護のあり方検討会」（森川清弁護士など）を設置して、検討会から改善策の提案を受けました。検討会から小田原市へ提出された報告書において、しおりは利用者の視点で分かりやすく自尊心を傷つけない表記へ見直すことが提案されました。それを受け小田原市は、生活保護の知識のない人が窓口に来所したことを想定し、しおりの内容を利用までの流れに沿って制度を案内するという構成に改めました。表現についても、元来の「生活保護受給」を「生活保護利用」と表記しました。

4 東京支部のこれからの取り組み

- ① 各自治体の「生活保護のしおり」を収集・調査をする。
- ② 「生活保護のしおり」の改善を具体的に提言する。

5 団員と法律事務所への要請

各自治体の「生活保護のしおり」の収集をお願いします。
収集した資料は東京支部にメールでお送りください。

- ① ホームページの調査
- ② 議員団への協力要請

『相談者用 生活相談のしおり』は入手がしやすいですが、『受給者用 生活保護のしおり』はなかなか入手が難しいと思います。議員に協力をお願いをした方が良いでしょう。

核兵器禁止条約一斉宣伝行動の取り組み

事務局長 中川 勝之

3号連続の訴えとなりますが、2021年1月22日、核兵器禁止条約が無事発効しました♪

ちょうど同日にはカンボジアが新たに条約を批准し、批准した国が52か国となりました。

後日の会議では東京地評等が呼びかけた発効日を軸とする全都いつせい宣伝行動には都内約50か所で実施されたと報告されましたが、各地での取り組みはいかがでしたでしょうか？

支部MLでの報告では、東京法律事務所から、15名程度で四谷駅前ですぐ30分、呼びかけ人の一人である坂本龍一さんの「戦場のメリークリスマス」をポータブルスピーカーで流しながら、配布物はなしで、スタンディングで宣伝、署名してくれた方は3名程度、新人の浅野ひとみ団員、伊能暁団員も参加し、浅野団員は堂々とスピーチ、との報告がありました。

都段階組織の宣伝は池袋駅東口にて12時から13時まで行い、17団体67人が参加しました。

核兵器チラシ入りティッシュ550枚を配布し、署名筆18筆（核兵器署名14筆、改憲発議反対署名4筆）が集まりました。

司会の都教組・尾賀書記長が挨拶した後、8人の弁士（東京地評・荻原議長、東京土建・佐藤副委員長、東京自治労連・田原副委員長、東京民医連・山根社保平和運動部長、新日本婦人の会東京都本部・児玉平和部長、東京原水協・石村事務局長、日本共産党・坂井和歌子衆議院比例東京ブロック予定候補、日本共産党東京都議団・徳留みちのぶ都議会議員）が発言しました。

私も駆けつけましたが、地元の城北法律事務所からは、田場暁生団員、平松真二郎本部事務局長、久保木太一支部事務局次長のほか、事務局が3名、合計6名と大挙して参加しました。

日本にも批准させるよう、草の根から運動を積み重ねていきましょう。

73期向け 実務フォローアップ講座を実施しました — 第2弾もぜひ御参加を！

事務局次長 高橋 寛

1月21日の幹事会の終了後、引き続き73期の新人団員向けの労働事件のフォローアップ講座を行いました。

この度、団東京支部では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で73期の修習中に裁判所が大幅に

機能を停止したり修習の一部がWEBに切り替えられたりするなど、修習生が例年に比べて不十分な修習を強いられたことを受けて、実務のフォローアップ講座を全3回にわたって実施することを企画していました（第1弾：労働、第2弾：家事、第3弾：外国人事件）。

また、本部将来問題委員会からも支援をいただき、主として緒方蘭団員（東京合同）の協力のもと、全国の新人団員が参加できるように zoom 配信を行いました。

当日は、約10名の新人団員が参加してくださいました。73期は実務を見る機会が制限されていたため、最初に具体的な想定事例を交えて説明を行いました。少しでも新人の皆さんのためになっていれば幸いです（初動の聴き取りポイントなどをひととおり説明しましたが、事例についての解説が足りなかったなどやや反省しています）。

また、最後に参加者からの質問があったほか、幹事会から引き続いて参加していた団東京支部執行部の団員からも（フォローのため）活発に質問を頂き、最後まで盛り上がる講座となりました。

次回の第2弾（家事事件）は、2月19日金曜日の午後6時から、団東京支部事務局次長の倉重都団員が講師となって行う予定です。

私自身、家事事件の経験が少ないため、とても期待しています。新人団員の皆様もぜひ御参加ください。

新人紹介

東京南部法律事務所 坪田 優

1 はじめに

みなさま初めまして。東京南部法律事務所所属の坪田優と申します。修習期は72期ですので、もはや新人ではありませんが、遅ればせながら自己紹介をさせていただきます。



2 弁護士を目指したきっかけ

私が弁護士を目指したきっかけについては、私自身正直あまり覚えていません笑。元々、何をどう勘違いしたのか自分が音楽の道で食べていけると錯誤し、高校にも行かずにギターを弾いてばかりいました。その後、様々な事情（ここでは紙幅の関係上割愛します）から中央大学に入学し、大学の友人の紹介でとある貧困問題や原発問題に取り組むNPO法人と出会いました。そこでは学生ながら様々な経験をすることができましたが、一方でどこか限界を感じていました。そこで、法律を武器にして、生活に困窮している人や様々な理不尽な目にあっている人と共に闘いたいと考え、法律家を目指した…ということにしておきます。

実は、実家から掘り起こした小学生の私が未来の自分へ宛てて書いたメッセージを見たところ、福井地裁（私は福井出身です）のイラストが描いてあったのです。これを見て、妙な感慨を覚えるとともに、人はそこまで遠くにはいけないのだと寂しさも感じました。

3 弁護士としての現状、今後の展望

- (1) 弁護士として活動しはじめてちょうど1年が経過しました。この1年で、家事事件、労働事件、その他一般民事事件など、様々な事件に触れることができました。しかし、1年を振り返ってみると反省点も多くあります。これを今後の糧にして、所属事務所はもちろん、団員の諸先輩方のような素晴らしい弁護士になれるよう努力を続けたいと考えています。また、技能実習生問題や入管問題など、自分が近年関心を寄せている分野の事件にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。
- (2) 現在私は、首都圏建設アスベスト訴訟弁護団と羽田新飛行ルート取消訴訟弁護団に所属しております。

首都圏アスベスト弁護団では、先輩方の長年の活動による集積や成果の規模に圧倒されつつも、日々勉強し、石綿曝露によって苦しい思いをされている原告の方々の救済を目指し尽力したいと考えています。

羽田新ルート取消訴訟弁護団は、昨年発足したばかりの新しい弁護団です。都心上空や川崎コンビナート上空を低空飛行する飛行経路の取消を求めて訴えを提起し、現在東京地方裁判所に係属しています。この訴訟では、行政処分の違法性という論点の前段階として、処分性や原告適格等の訴訟要件が大きなハードルとして立ちはだかっていますが、こちらも騒音や落下物の危険等に日々脅かされている住民の方々のために、精力的な活動を続けていきたいと考えています。

4 おわりに

自由法曹団には、歴戦の諸先輩方が団員として所属されています。こういった先輩方の背中を見ながら、日々の職務を全うしつつ、人権活動にも精力的に参加することができるよう努力をしてみたいです。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

第49回支部総会(2月26日)

2021東京支部総会講演

「米国バイデン政権への転換と日本の経済、平和の展望」

ーぜひご参加ください！

事務局次長 高橋 寛

先月の支部ニュースでもお伝えした通り、2月26日(金)の団支部総会では、横浜国立大学名誉教授である萩原伸次郎さんの御講演を午後1時から企画しています。題としては、「米国バイデン政権への転換と日本の経済、平和の展望」とする予定です。

先日、団支部執行部数人と萩原教授とで事前の打合せを行いました。内容面でも非常に明快かつ面白く、語り口も聞き手の関心をそそる素晴らしいものであり、この紙面で魅力をお伝えしきれないのが残念です。

新たにアメリカンの大統領となるジョー・バイデンは、バラク・オバマ元大統領のもとで副大統領を務めた人物であり、バイデン政権はオバマ政権の路線に沿った経済、外交政策を行っていくと考えられ

ています。

事前の打合せでは、私の不勉強もあり、そもそもなぜトランプ政権が誕生したのか、なぜ今回の選挙において、バイデンが勝利を収めたのかという分析からお話をいただきました。萩原先生の分析を（私の理解で）非常に端的に言えば、黒人初の大統領であるオバマ大統領の当選がヒスパニック系住民の増加によって高まりつつあった白人層の危機意識を高め、これに加えてTPP参加へのアメリカの（特に労働者の）危惧がトランプに利用され、トランプ政権の誕生につながったということでした。

オバマ政権が誕生した2009年当時、私はまだ高校生でしたから（もう11年も前！）、不勉強なことが多く非常に興味深いお話しでした。

また、バイデン政権は、オバマ政権の路線に沿ったものとなることが予想されますが、アメリカのいわゆる保守本流のブレインの一部がバイデンを支持しているため、過去の共和党政権のような形で日本に影響を与えてくる可能性も萩原先生は指摘されていました。具体的な名前を挙げると、ジョージ・W・ブッシュ政権で 국무副長官を務め、主に軍事分野で日米外交に強い影響を及ぼしたリチャード・アーミテージは他の元政府高官と連名でウォール・ストリート・ジャーナルにバイデンを支持する意見広告を出しており、バイデン政権でも影響力を持つのではないかとみられています。

こうしたアメリカの状況が日本にどのような影響を及ぼすのか、今後の日本の政治や平和の展望はどうなのかといった点について、長年アメリカの金融政策などを研究されてきた萩原先生のお話を聞く意味は非常に大きいと思います。また、近年のアメリカの政治・経済状況を振り返る上でも、若手団員には学びの多いものになると思います。

ぜひとも、多くの支部団員の皆様、事務局員の皆様のご参加をお願いいたします。

支部総会の参加のお願い

事務局長 中川 勝之

今年の総会はZOOM開催です！自宅から、事務所から、その他の場所からでも、何をしながらでも参加できますので、是非ともご参加下さい。

参加申し込みは2月14日（日）（その後ももちろん可能ですが、支部幹事選挙のためご協力下さい）までに dantokyo@dream.com に「支部総会参加」と書いてメールを送信していただくか、お近くの執行部までお願いします。団員だけでなく、事務局員の方の参加も大歓迎です。その際、討論で発言を予定している場合はその旨お伝えいただくと運営がスムーズになりますので、宜しく願い申し上げます。

支部総会における支部長・支部幹事の選任について

支部ニュース2020年11月号でお知らせしたとおり、2020年12月10日午後1時まで、支部団員による支部長候補及び支部幹事候補の推薦届出期間となっておりますが、同期間中に支部長、支部幹事も団員からの推薦届出はありませんでした。その結果、

・12月17日開催の幹事会で推薦された黒岩哲彦団員を、支部総会で支部長に選任することと決まりました。

・支部幹事候補については、1月21日開催の支部幹事会で推薦された幹事候補者につき、総会における信任投票を経て、総会で支部幹事を選任することとなります。

<支部幹事候補者に対する信任投票の方法>

今回はZOOMによる開催ですので、開催のために支部会議室に集まる執行部も含めて、郵便による書面投票を行います。

投票受付期間は2月17日（水）午前10時から24日（水）午後5時までです。

郵便投票の宛先は、団支部事務所（〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6 メゾン文京関口Ⅱ202号）とします。

投票用紙は、2月14日までに参加申し込みのあった団員に対し、2月15日に発送します。2月17日までに投票用紙が届かない場合、団支部事務所までお問い合わせ下さい。なお、投票用紙は団支部事務所への持参、メール（PDF）、ファクスによるものも受け付けます。

選挙管理委員会委員長 藤原朋弘
同委員 金子美晴

2・6東京教育集会2021～オンラインあり

事務局長 中川 勝之

毎年恒例の東京教育集会ですが、今年はオンラインもあります。

講演は、梅原利夫和光大学名誉教授による「地域東京で子育て教育の根っこを太らせる」です。

その後は「立川高校定時制の存続を求めて」「障がい児教育」「保護者からの発言」「LGBTQ 一橋大学の事例」「校則を三者で考え、見直していく」「学校現場の今～コロナ対策と共同～」「『日の丸・君が代』裁判」「朝鮮学校問題」「教科書問題 武蔵村山市の取り組み」といったリレートークが予定されています。一つ一つがそれ自体大事な問題ですが、まとめて聞けて勉強になると思います。黒岩支部長も呼びかけ人の一人となっており、参加を呼びかけたいと思います（会場参加には限りがあります）。

●日時：2月6日（土）13時30分～14時45分講演、15時～16時12分リレートーク、16時30分終了予定

●場所：国分寺市立いずみホール（最寄り駅JR西国分寺駅）

●参加希望の場合、氏名、連絡できるメールアドレス又はFAX番号と「会場参加」「リモート参加」の別を明記の上、下記メールアドレス・FAX番号まで送信・送付願います。なお、会場参加希望の場合、規定の人数100名に達した段階で参加をお断りする場合がありますとのことです。

●メールアドレス：k.masuda8591@gmail.com FAX：03-3230-4090

1月幹事会議事録

※ 学習会 労働事件

午後5時00分から73期向け実務フォローアップ講座（高橋次長）。

1 報告事項・確認事項（この間の主な取り組み）

- 12月9日 憲法東京共同センター街宣（大塚駅南口）
 - 12月9日 憲法東京共同センター宣伝カー
 - 12月11日 団支部FAXニュース（幹事会）
 - 12月15日 東京憲法会議常任幹事会
 - 12月17日 東京商工団体連合会懇談
 - 12月17日 団支部幹事会
 - 12月17日 都民ファーストの会による新型コロナウイルス感染症対策罰則付き条例案断念と東京都による都民、事業主、医療機関等に対する支援強化を求める声明
 - 12月19日 団本部常任幹事会
 - 12月21日 裁判所・労働委員会対策会議
 - 12月22日 団支部FAXニュース（プロジェクト）
 - 12月23日 コロナに負けない！12・23食料×生活支援プロジェクト
- 2021年
- 1月8日 憲法東京共同センター幹事団体会議
 - 1月8日 団支部ニュース1月号発行
 - 1月12日 憲法東京共同センター街宣（大塚駅南口）

2 今後の取組と検討事項

1 支部の取り組み

- (1) 全国緊急署名の取り組み
総会で集約状況を公表し、一応の終了とする。
- (2) 自衛隊名簿提供問題
福岡支部でも取り組み継続している→前幹事長と相談して総会までに一応の完成とする
→中川事務局長と野澤前幹事長で完成稿を作る。小冊子的なものを作る。
- (3) 1・22核兵器禁止条約発効日街宣
行動予定の事務所・地域をFAXニュースで宣伝（促進のため）
- (4) オリパラ問題
1月21日に運営委員会開催→藤原団員に一部参加してもらい、報告を得る
- (5) 新型コロナウイルス問題
 - ・緊急事態宣言下の課題
 - ・食料等の直接支援、相談の取り組み
生活保護～足立区からの報告→足立のしおりだと義務や不正受給ばかり取り沙汰されている

都内はだいたいこんなもん 各事務所でしおりやパンフレットを入手してみる(議員団に頼む?)
→黒岩先生が支部ニュースに書く

- (6) コロナ条例案対策
追加声明を出した、一定(第1回定例都議会)の動き注目
→今のところ目立った動きはない
- (7) 特措法改正については団本部に合わせて支部行動をする。
→団本部が本部が出した。そこに足並みを合わせる。

2 組織運営

- (1) 2021年度事務局長・事務局次長
- (2) 東京支部ホームページ
 - ・団員専用ページの活用
 - ・FB
 - ・ツイッター
 - ・若手PTフォローアップ講座開講、参加組織

3 総会議案書検討

4 総会の進行

オンラインのみを確認

- (1) タイムスケジュール案
 - 11時 支部長挨拶、議案提案、会計監査報告、選挙結果発表(議長は久保木次長。台本はある)事務局は10時30分集合
 - 12時~13時 休憩
 - 13時~14時20分 記念講演 萩原伸次郎さん(横浜国立大学名誉教授)
 - 14時30分~16時30分 討論
 - 16時30分~17時に討論のまとめ(幹事長)、その他
- (2) 投票方法
本部に準じて郵送(メール、ファックス)投票とする。
- (3) 特別決議
 - ① 憲法 敵基地攻撃、憲法改正 白根
 - ② 労働 高橋
 - ③ コロナ・社会保障(都政含む) 中川
 - ④ オリパラの中止の判断を 金
 - ⑤ 入管法改正 金
 - ⑥ ジェンダー 倉重

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)